

上市町ネーミングライツパートナー募集要項

上市町は、「上市町ネーミングライツ事業実施要綱」（令和8年上市町告示第3号。以下「実施要綱」という。）に基づき、ネーミングライツ事業を実施する事業者を以下のとおり募集します。

1 事業の目的

この事業により、ネーミングライツパートナーには施設等におけるネーミングライツと当該施設等での一定の広告掲出の権利が与えられます。（施設内での広告掲示が可能な場所は予め指定させていただきますが、協議による追加は可能です。また、イベントにおける広告掲出については協議により決定させていただきます。）

町は、新たに付与された名称により当該施設等のイメージアップを図るとともに、ご希望の使途（応募申請書にご記入いただきます。）に基づいてネーミングライツ料を活用させていただきます。

2 対象施設等

施設等名称	所在・開催地 (上市町)	ネーミングライツ 料（最低年額）	担当課局	管理者	担当連絡先 (Tel)
北アルプス文化センター	法音寺 1	200 万円	教育委員会 事務局 生涯学習班	(一財) 上市町健 康文化振興財団	076-472-2429
丸山総合公園	堤谷 11-5	100 万円	建設課 建設班	(一財) 上市町健 康文化振興財団	076-472-2479
上市町民体育館	湯上野 599	30 万円	教育委員会 事務局 生涯スポーツ班	直営	076-472-2454
上市町体育センター	稗田 35-3	30 万円	教育委員会 事務局 生涯スポーツ班	直営	076-472-2454
上市町武道館	稗田 35-3	30 万円	教育委員会 事務局 生涯スポーツ班	直営	076-472-2454
つるぎリーマラソン＆健康ウォーキング大会	丸山総合公園	30 万円	教育委員会 事務局 生涯スポーツ班	直営	076-472-2454

※ 上記のネーミングライツ料は消費税等を除いた価格となりますので、ご提案の際は消費税等を除いた価格でお願いいたします。

※ 直営以外は指定管理者が管理者となっています。

※ 各施設の詳細及びお申込みについては、各担当課にお問い合わせください。

なお、ご質問の内容によって、町ホームページ等で共有させていただく場合があります。

3 契約期間

原則3年以上10年以内とし、協議により契約期間満了後の更新も可能です。なお、ネーミングライツの開始時期は原則として月の初日とさせていただきます。

4 ネーミングライツの条件

- (1) 親しみやすさ、呼びやすさなど、当該施設等にふさわしく町民が愛称として用いやすいものとします。なお、ネーミングにあたっては実施要綱第4条に規定する要件を満たす必要があります。
- (2) 企業名やブランド名、商品名などをネーミングに用いることができます。
- (3) 契約期間中のネーミング変更は原則として認められません。ただし、企業名の変更など特段の事情がある場合は、協議の上、変更できるものとします。
- (4) ネーミングライツによって付与された名称は一般的に用いる愛称であることから、条例等で規定する施設等の正式名称を変更するものではありません。
- (5) ネーミングライツによって付与された名称を優先的に使用いたしますが、名称が定着するまでの一定期間など、状況に応じて正式名称を併記する場合があります。
- (6) ネーミングライツによって付与された名称につきましては、速やかに周知を図ることとしますが、印刷物の作成等において名称の反映が間に合わない場合があります。また、町や関係機関が発行する印刷物につきましては、残部数等を考慮し、変更時期を決定させていただきます。

5 費用分担（ネーミングライツ料を除く）

区分	ネーミングライツパートナー	町
既存看板等の表示変更	○	
看板等の新設及び維持管理	○	
契約期間満了後の原状回復	○	
町のホームページ、印刷物等への表示変更		○

6 応募方法等

(1) 応募資格

実施要綱第8条に規定するもののほか、次の事項に該当する事業者は応募できません。

- ア 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- イ 町の指名競争入札の指名停止の措置を受けている事業者
- ウ 破産法による破産の申立て、会社更生法による更生手続き等をしている事業者

(2) 募集期間

令和8年2月2日（月）から2月27日（金）まで

(3) 提出書類

- ア 上市町ネーミングライツパートナー応募申請書（実施要綱様式第1号）
 - イ 完成イメージ図（町提供の施設写真を加工したもの）
 - ウ ネーミングライツ提案書（様式なし、任意）
- ※ ウは、ア・イについて補足説明の必要がある場合にご提出ください。
- ※ 提出書類は応募される施設等ごとにご準備願います。また、**必要に応じて経営内容等を確認させていただくための追加書類の提出をお願いする**場合があります。

(4) 提出方法

各施設等の所管部署へ持参、郵送又は電子メールで提出願います。（提出先は各施設等の概要に記載しております。）

(5) 受付時間

提出書類を持参される場合は、土日、祝日を除く午前9時から午後5時までとさせていただきます。

(6) 留意事項

- ア 応募に際して必要な費用は、応募者の負担とさせていただきます。
- イ 応募にあたっての著作権等は、事前に応募者で確認の上、提出願います。

(7) スケジュール

募集開始 令和8年2月2日（月）午前9時

応募書類提出期限 令和8年2月27日（金）午後5時

審査委員会 令和8年3月13日（金）

結果通知 令和8年3月16日（月）以降 ※ 応募者へ文書で通知いたします。

事業開始 令和8年4月1日（水）

※ 応募者と協議の上、必要に応じて現地での説明を実施いたします。

7 選考方法

ネーミングライツの優先交渉権者は、審査委員会において事業者の応募資格を確認の上、次の審査項目により審査し、その結果を基に町長が選定します。**審査はご提出いただいた書類によって行われます。事業者の出席は求めません。**なお、ご提案の内容につきましては、必要に応じてヒアリングを実施させていただく場合があります。

〔審査項目等〕

審査項目	審査内容	配点
ネーミング	施設等への適合性、親しみやすさ、呼びやすさ	25点
ネーミングライツ料	配点40点×当該応募金額／最高応募金額（小数点以下四捨五入）	40点
契約期間	3年 1点、4年・5年 2点、6年・7年 3点、8年・9年 4点、10年 5点	5点
応募理由	事業目的への理解と地域貢献に対する理念	15点
事業者の適格性	町内の事務所・事業所の有無	5点
	町事業への貢献度	10点
合計点（委員1名あたり）		100点

※ 他の応募者の有無に関わらず、審査結果から優先交渉権者を選定しない場合があります。

8 契約の締結等

優先交渉権者を選定した後、契約に向けた必要な協議を行い、その後、ネーミングライツパートナーとして契約を締結するとともに、事業者名、付与された名称等を公表させていただきます。

契約締結後にネーミングライツパートナーが契約内容に違反した場合又は社会的信頼を損なう行為があったと町が判断した場合は、契約を解除いたします。この場合、原状回復等に必要な費用はネーミングライツパートナーが負担するものとし、既に納入されたネーミングライツ料は返還いたしません。